

[事案 2020-203] 新契約無効請求

・令和3年3月10日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の説明と実際の契約内容が異なっていたことを理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成27年5月に銀行を募集代理店として契約した変額個人年金保険について、以下の理由により、契約を無効とし、既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 契約申込みの際し、募集人から、運用次第で10年後に30%以上の利回りが得られ、解約時の受取金額は特別勘定繰入額以上であると、事実と異なる説明を受けて契約した。
- (2) 年金保険であることは理解していたものの、銀行の商品であり、保険会社の商品であることを知らずに契約した。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、設計書や商品パンフレットを使用して説明しているが、申立人が主張するような記載はなく、募集人が誤った説明をした事実も認められない。
- (2) 設計書、商品パンフレット等の表紙、および契約申込書の申込先には引受保険会社として当社名が印字されている。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人の上司に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人が、運用次第で10年後に30%以上の利回りが得られ、解約時の受取金額は特別勘定繰入額以上である等と誤信したとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。